

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成17年7月27日、広島県個人情報保護条例(平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「 月 日退院請求の意見聴取のときの主治医の 先生との意見陳述内容」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「H 年 月 日実施の退院請求意見聴取(以下「本件意見聴取」という。)時の病院管理者及び保護者の会話記録」(以下「本件対象情報」という。)を特定の上、平成17年8月25日、条例第14条第3号(以下「第3号」という。)及び同条第7号(以下「第7号」という。)に該当する情報が記載されていることを理由に自己情報部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年9月21日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、全部開示を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

私が当然知っている重要な情報について全開示すべきであり、非開示とする理由がない。本来自由であるべき私が強制的に入院させられたのであるから、個人

の自由を制約された根拠となった情報は、自由を制約された私に開示すべきである。

に非開示とする部分を聞いたそうだが、偽りの供述であることが私に知られたら困るので、非開示をお願いしたに違いない。1時間も何を話していたのかとても気になるし、これから裁判をする上で必要であるため、全開示にしてほしい。

私のことを語っているのに、 の個人情報が入っていたので部分開示にしたとはナンセンスである。

病院側に個人情報開示請求をしても、事実と異なる記述が多く、ウソと真実を見極めるため、全部開示を希望する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象情報を部分開示した理由などについては、おおむね次のとおりである。

1 委員の氏名の第7号へ該当性について

本件対象情報には、本件意見聴取を行った広島県精神医療審査会（以下「精神医療審査会」という。）の委員の氏名（以下「本件委員の氏名」という。）が記載されている。

精神医療審査会は、当機関の附属機関であるが、通常、退院請求に係る実際の審査は、精神医療審査会委員（以下「委員」という。）の中から選任された5名からなる合議体で行っており、意見聴取もその合議体の委員のうち2名が行っている。

精神医療審査会全体の委員名は公開しているが、個別の案件の審査にかかわった委員の氏名は、退院請求者（本件では異議申立人）にも知らせていない。

委員一人当たり、年間平均3から5件、多い場合には7から10件の意見聴取を行っている。仮に、個別案件の審査にかかわった委員の氏名を退院請求者に開示すれば、退院請求者又は関係者（以下「退院請求者等」という。）が退院請求結果に対して不満がある場合、当該委員個人に対して批判や攻撃を行ったり、審査結果通知の記載内容の真偽や詳細等確かめるために、委員の日常生活及び本来業務に影響を及ぼすことなどが具体的に想定される。そうすると、委員がこのような批判等を恐れて、退院請求者に有利な判断を行うことや、委員の就任を辞退する者が現れることなどが考えられる。

したがって、本件委員の氏名は、第7号へに該当するため、不開示とした。

2 保護者の発言内容について

本件対象情報に記載された異議申立人の保護者（以下「本件保護者」という。）が発言した内容は、次の理由により第3号及び第7号へに該当する。

(1) 第3号該当性について

この部分は、異議申立人の自己情報であるとともに、本件保護者の個人情報であることは言うまでもない。

当機関は、この発言内容のうち、のみは、異議申立人が知り得ている情報と判断し、本件保護者に確認したところ、当機関の判断について疑義がなかったため、第3号ただし書イの規定によって開示したが、その他の部分については、本件保護者が自己の意見を述べたものであり、異議申立人が知り得る情報ではなく、同号ただし書に該当しない。

このように、本件保護者の発言内容は、第3号本文に該当し、かつ、第3号ただし書各号のいずれにも該当しないため、不開示とした。

(2) 第7号へ該当性について

意見聴取は、保護者に、意見聴取で知り得た情報を退院請求者には伝えない旨を説明した上で行っており、本件意見聴取でも同様の対応をしている。

保護者は、あくまで、退院請求者には回答内容を知らせないことを前提として、率直に意見を述べているものである。この内容が、後日退院請求者へに開示されることとなると、退院請求者からの批判や攻撃等を恐れて、事実と反して退院請求者に有利な意見を述べたり、あるいは、そもそも意見聴取を拒否されることが想定される。

したがって、本件保護者の発言内容は、第7号へに該当するため、不開示とした。

3 主治医の発言内容について

本件対象情報に記載された異議申立人の主治医（以下「本件主治医」という。）が発言した内容は、次の理由により第3号及び第7号へに該当する。

(1) 第7号へ該当性について

意見聴取は、主治医に、意見聴取で知り得た情報を退院請求者には伝えない旨を説明した上で行っており、本件意見聴取でも同様の対応をしている。

意見聴取において、主治医は、あくまで、退院請求者には回答内容を知らせないことを前提として、率直に意見を述べているものである。この内容が開示されると、主治医と退院請求者の信頼関係が損なわれ、退院請求者の治療活動に支障を生じるおそれがある。

また、退院請求者からの批判や攻撃等を恐れて、事実と反して退院請求者に有利な意見を述べたり、あるいは、そもそも意見聴取を拒否されることが

ある。

したがって、本件主治医の発言内容は、第7号へに該当するため、不開示とした。

ただし、本件主治医に口頭で確認したところ、回答内容の一部は異議申立人に説明をしているとのことであったため、その部分を除いて不開示とした。

(2) 第3号該当性について

本件主治医は、
の職員であり、その発言内容は、職務遂行に係る情報であり、第3号ただし書八の規定により、個人情報としては不開示にされないものであるが、その発言内容には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。

これらの情報は、「開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」であり、第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないため、不開示とした。

4 本件保護者及び本件主治医（以下「本件保護者等」という。）との面接時における委員の質問（以下「委員の質問」という。）について

本件対象情報に記載された委員から本件保護者等に行った質問の内容は、次の理由により第3号及び第7号へに該当する。

(1) 第7号へ該当性について

委員と本件保護者等との会話は、委員が質問をして、本件保護者等が回答しているものであるが、委員の質問は、本件保護者等の回答内容を引用しており、当該回答内容と密接に結び付いているものである。

したがって、質問内容を開示すると、本件保護者等の回答が容易に推測でき、それらの回答内容を開示することと同一の結果をもたらす。すなわち、これらの質問が、退院請求者に開示されることになると、退院請求者からの批判や攻撃等を恐れて、事実と反して退院請求者に有利な意見を述べたり、あるいは、そもそも意見聴取を拒否されることがある。

そうすると、委員の質問内容は、前記2及び3で開示した本件保護者等の回答内容に係るものを除いて、第7号へに該当するため、不開示とした。

(2) 第3号該当性について

委員は公務員として職務を行っていることから、この質問内容は、職務遂行に係る情報であり、第3号ただし書八の規定により、個人情報として不開示にするものではない。

ただし、前記(1)で述べたように、委員の質問は、回答内容を引用し

ているものであり、本件保護者に対する質問は、その回答と密接に結び付いていることから、個人情報である本件保護者の回答と同等と判断できる。

また、本件保護者等に対する質問の中には、異議申立人以外の個人に関する情報が含まれているものがある。

これらの異議申立人以外の個人に関する情報のうち、前記2の(1)で開示した情報以外は、第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないため、不開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、異議申立人に係る退院請求（以下「本件退院請求」という。）の審査に当たって、委員が行った本件保護者等に対する意見聴取の記録である。

退院請求制度は、精神病院入院中の精神障害者の人権擁護の観点から、本人又は保護者が退院等の請求を行えること、また、その請求を受け、入院継続の要否等に関し、公平かつ専門的な見地から審査することが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）によって制度化されている。

なお、個々の退院請求の審査については、委員5名で構成される合議体が行っている。

本件退院請求においては、異議申立人が、実施機関に対して精神保健福祉法第38条の4の規定による退院請求を行い、実施機関は、精神医療審査会会長へ当該請求の受理を通知した。これを受けて、精神医療審査会の合議体において、本件意見聴取及び審査を行い、「
」との審査結果が出された。

本件処分において不開示とした情報は、本件意見聴取を行った委員（以下「本件委員」という。）の氏名、本件保護者等の発言内容及び本件委員の質問内容である。ただし、本件保護者等の発言内容及び本件委員の質問内容については、一部を開示している。

2 本件対象情報の一部を不開示としたことの妥当性について

(1) 本件委員の氏名について

本件委員2名の氏名について、実施機関は第7号へに該当するため、不開示としたと主張している。

第7号へは、開示することにより、「個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できな

くなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」がある情報は開示しないこととしている。

本件委員は、本件退院請求を審査した合議体の委員の中から選定されているものであるが、合議体の委員の氏名を開示すると、退院請求者等が退院請求結果に対して不満がある場合、実施機関が主張しているような委員の日常生活に影響を及ぼすおそれも考えられ、その結果、委員あるいは委員候補者の中には、こうした事態を回避するため、委員の再任又は就任を辞退する者が現れることも予想される。

そうすると、今後、退院請求審査に関する事務の目的が達成できなくなり、又はこの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件委員の氏名は、第7号へに該当すると認められるため、この情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 本件保護者の発言内容について

本件保護者の発言内容について、実施機関は第3号及び第7号へに該当するため、一部を除いて不開示としたと主張している。

まず、第7号へ該当性について検討する。

保護者とは、精神保健福祉法第20条に「精神障害者については、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となる。」と規定されており、本件の場合、異議申立人の である。

退院請求の審査に係る意見聴取を行う場合は、率直な回答を得るため、精神医療審査会から保護者に対し、意見聴取の内容を退院請求者に知らせることはない旨を説明している。

退院請求の審査において、保護者から率直でありのままの意見を述べてもらうことは、退院請求者の主張の適否を客観的に判断するために必要であると認められる。

しかしながら、その回答内容が退院請求者に開示されることになれば、保護者からの率直な発言が得られにくくなり、退院請求の審査に必要な情報収集が十分にできなくなるため、退院請求審査に係る事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件保護者の発言内容は、第7号へに該当すると認められるため、第3号該当性を判断するまでもなく、この情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 本件主治医の発言内容について

本件主治医の発言内容について、実施機関は第3号及び第7号へに該当す

るため、一部を除いて不開示としたと主張している。

まず、第7号へ該当性について検討する。

精神保健福祉法第38条の5では、退院請求の審査に当たって、精神医療審査会は、退院請求者が入院している精神病院の管理者の意見を聴かなければならないと規定されており、退院請求の審査において、当該管理者や主治医（以下「主治医等」という。）からの意見聴取を行い、その率直な意見を得ることは、退院請求者の主張の適否を客観的に判断するために必要であると認められる。

しかしながら、委員の意見聴取における主治医等の発言内容が退院請求者に開示されることになれば、主治医等からの率直な発言が得られにくくなり、退院請求の審査に必要な情報収集が十分にできなくなるため、退院請求審査に係る事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件主治医の発言内容は、第7号へに該当すると認められるため、第3号該当性を判断するまでもなく、この情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 本件委員の質問内容について

本件保護者等に対する本件委員の質問内容について、実施機関は第3号及び第7号へに該当するため、一部を除いて不開示としたと主張している。

まず、第7号へ該当性について検討する。

委員は、意見聴取に当たって、当該意見聴取の内容を退院請求者に知らせないことを前提に、保護者及び主治医等からの率直な回答を得るために質問を行っているものである。

しかしながら、委員の質問内容が開示されることになれば、率直な質問を控えるようになるなど、委員の自由な発言が阻害され、その結果、退院請求の審査に必要な情報が十分に得られなくなり、退院請求審査に係る事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件委員の質問内容は、第7号へに該当すると認められるため、第3号該当性を判断するまでもなく、この情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17.10.11	・ 諮問を受けた。
17.10.17	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17.12.5	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
17.12.15	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18.1.10	・ 異議申立人から意見書を收受した。
18.1.18	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
18.2.27 (平成17年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
18.3.22 (平成17年度第8回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
18.4.21 (平成18年度第1回第1部会)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
18.5.22 (平成18年度第2回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
18.6.16 (平成18年度第3回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
18.7.18 (平成18年度第4回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
神 谷 遊	広島大学大学院法務研究科教授
真 田 文 人	弁護士
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授